

## 福山市SDG s 推進プラットフォーム設置要綱

### (設置目的)

第1条 「福山市SDG s 推進プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)は、市内外の多様な主体が参画し、共創によるSDG s の取組を推進するため、高い生産技術を有する企業やビジネスアイデアを持つ人材、地域・まちづくり団体、関係人口、行政などが持つ多様なリソースと、経済面・社会面・環境面における課題をそれぞれ可視化し、マッチングすることで、諸課題の解決と、それを通じた新たな価値の創造、資源の高度循環化につなげることを目的とする。

### (活動内容)

第2条 プラットフォームは、SDG s の推進に関する次に掲げる活動を実施する。

- (1) 課題とリソースのマッチングによるプロジェクトの創出に関すること。
- (2) SDG s の取組の情報発信及び情報共有に関すること。
- (3) プラットフォーム会員間の情報・意見交換の場づくり、連携強化に関すること。
- (4) SDG s に関するイベント等の周知に関すること。
- (5) SDG s 達成に向けた取組を推進する会員のサポートに関すること。
- (6) 各号に掲げるもののほか、プラットフォームの目的の達成に必要な活動に関すること。

### (運営及び管理)

第3条 プラットフォームの運営及び管理の事務局は、福山市企画財政局企画政策部企画政策課に置く。

### (会員)

第4条 プラットフォームの会員は、福山市SDG s 推進宣言証の交付を受けた者とする。

### (入会金及び年会費)

第5条 プラットフォームの入会金及び年会費は無料とする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

### 附 則

この要綱は、2024年(令和6年)6月3日から適用する。